

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和7年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和8年4月21日付松監第1号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 健康医療部 医事薬事課	所管課等長氏名 山 内 清 之
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (1) 診療所使用料 ・未収金の管理について 松山市急患医療センターでは、診療を受けた者から保険証や医療費受給資格証等（以下「保険証等」という。）の提示を受けることにより、医療費助成の対象であることを確認している。 同センターの未収金について、受診時に保険証等の提示がなかったため、「納期延長及び分割納付誓約書」を取得し、未収金処理台帳で管理していた案件があった。しかし、期限までに自己負担分の納付又は保険証等の提示がされず、その後の納付義務者への連絡等が不十分であったため、保険証等の確認までに相当期間を要しており、未収金の管理が適正でない状況が見受けられた。また、松山市財務会計規則に基づく調定の通知も行われていなかった。 未収金の管理や会計処理が適正に行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な管理を徹底されたい。	1 収入事務について (1) 診療所使用料 ・未収金の管理について 指摘に至った事案は、健康保険情報及び受給者証を提示した場合、本人負担金が 0 円となるケースであるため、調定の通知が不要であると誤認していた。そのため、事務処理フロー図に、上記の場合やその後患者から応答がなかった場合の未収金の対応が、十分に盛り込まれていなかった。 今後は、全ての未収金の調定を確実に翌平日に行うよう事務処理を改めるとともに、フロー図に上記の事例を含む具体的な対応やその実施時期、連絡の頻度などを追記し、適正な債権管理に努めることとした。
(4) 診療所費雑入 ・自動販売機の設置に伴う電気料金の調定誤りについて 松山市急患医療センターに設置された自動販売機の電気料金について、そのうち基本料金は料金単価（1kW あたりの料金）に自動販売機の消費電力を乗じて算出しているが、誤った料金単価及び消費電力をもとに算出した金額で相手方に請求していた。 正しい調定処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。	(4) 診療所費雑入 ・自動販売機の設置に伴う電気料金の調定誤りについて 今回の調定誤りは自動販売機によって消費電力が異なることを把握していなかったことと、年度が新しくなった際の電気料金の契約更新に伴う金額の変更を失念していたことが原因である。 これまでの調定誤りについては、自動販売機の更新及び基本料金単価の更新による数値の変更を反映して基本料金の計算をし直し、生じた差額分について相手方に請求を行った。

	今後は、調定処理の決裁時に当該年度の電気料金がわかる書類を添付し、確実に変更が反映されていることを確認する。 また、自動販売機の更新時に消費電力の確認漏れが起こらないよう、毎月の電気料金の計算に使用しているエクセルファイルに、注意書きを追記した。
--	---

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和7年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和8年4月21日付松監第1号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 健康医療部 生活衛生課	所管課等長氏名 寺 坂 嘉 仁
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (2) 斎場使用料 ・売店使用料の年度区分誤りについて 売店使用料については松山市斎場条例第 17 条第 3 項により、毎月 10 日までに当月分を納付しなければならないとされている。また、地方自治法施行令第 142 条により、納期が一定している収入の所属年度区分は、納期の末日の属する年度と規定されている。しかしながら、令和 7 年 4 月分の使用料は令和 7 年度の収入とすべきところ、令和 6 年度の収入として処理していた。 法令等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。	1 収入事務について (2) 斎場使用料 ・売店使用料の年度区分誤りについて 令和 7 年 4 月分の使用料は令和 7 年度の収入とすべきところ、年度を誤った納付書を発行してしまい、令和 6 年度の収入となってしまった。 そのため、納付書を作成するうえでの確認事項を記載したチェックリストを作成して、担当者の納付書作成時の注意喚起や、斎場長のダブルチェック時に使用するよう運用を変更して、再発防止と適正な事務処理に努めている。